

外務省		大蔵省		文部省		厚生省		農林省		通商産業省		運輸省	
本省	計	本省	計	本省	計	本省	計	本省	計	本省	計	本省	計
出入国管理庁	一、五一一人 六三七七人	証券取引委員会 公認会計士管理委員会 国稅庁 造幣庁 印刷庁	一四、四〇〇人 一四七七人 一三三人 六二、二〇〇人 一、九七一八 八、七五七人	文化財保護委員会	六四、三七四人 四一〇人	引揚援護庁	四五、一六六人 二、三五九人 四七、五二五人	食糧庁 林野庁 水産庁	二八、八二二人 三一、二五六人 二二、八〇一人 一、四一〇人	資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁	一〇、五八三人 六二八人 四、六九六人 六九五五人 二〇四四人	船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 航空庁	二四、七九〇人 五九人 一三、二七四人 九三三人 四八〇人
計	二八、六九六人	計	八六、四八八人	計	六四、三七四人 四一〇人	計	四七、五二五人	計	八五、二七九人	計	一六、八〇六人	計	二八、六九六人

郵政省		労働省		建設省		経済安定本部		合 計	
本省	計	本省	計	本省	計	本部	計	計	計
中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専売公社地方調停委員会	二一、五六五人 九九九人 一九九人 一五五人 一一人 五八人 三五人	本部 物価庁 経済調査庁 外資委員会	八二三人 二三五人 二、五四三人 一六人	本部 物価庁 経済調査庁 外資委員会	一〇、八三九人 八二三人 二三五人 二、五四三人 一六人	本部 物価庁 経済調査庁 外資委員会	八二三人 二三五人 二、五四三人 一六人	八八七、二七七人	八八七、二七七人

は、二万九千五百十二人とし、通商産業省の本省の職員は、一万四千八百九十人とし、経済安定本部の本省の職員は、八百四十人とし、物価庁の職員は、二百八十七人とする。

3 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二条の規定による定員（前項の規定が適用される場合においては、同項の規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十六年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

○城府委員 たいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回の改正案の内容は、府、省、本部の官房、または局に設置されております部、及び庁に設置されております局の存続期間の延長に関するものであります。

そも、これらの部及び局は、昭和二十四年の行政整理の際、何分にも大規模な機構改革でありましたため、その遂行の必要上とありえず設置を認められたものであり、追つて全般的に機構の調整が行われるのを待つてこれを整理する趣旨から、その存続期間を一年に限定されておりました。ところが、昨年の第七回国会においてさらに一年延長されて、今日に至つておるのであります。この間、政府におきましては、よりよき機構の整備のため、全般的な改革を準備し、その一環としてこれら

の部及び局を廃止するよう研究して参つたのでありますが、最近の状況を見ますに、このような全面的行政機構の改革を今たちに行ふことは、必ずしも適當ではないと考えられるのであります。従つて政府といたしましては、さらに引続き現実に即した改革案の検討を進めるとともに、これらの部及び局の措置につきましても、その一環として研究することとしたしく、さしあたりこれらの存続期間をさらに一年延長したいと存するのであります。

これがこの改正案を提案いたしました理由であります。

次に、ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和二十六年度予算の内容に即応して、一方におきまして、経済統制の解除等による事務の減少ないし廃止に伴う定員の縮減を行うとともに、他方におきまして、電気通信、海上保安、主要食糧配給及び失業保険等の業務並びに国立医療機関、国立学校及び矯正保護機関の運営等について増員を行ひまして、行政機関全般の定員の適正配分をはからうとするものでありまして、その内容は主要次の四点に要約されます。

第一に、総定員におきましては、八十七万五千八百三十三人が、八十八万七千二百七十七人となり、差引一万千四百四十四人の増となつております。これを事項別に見ますと、まず減のおもなものとしては、経済統制関係

三千八百九十六人、農林統計調査関係千四百八十八人、国税徴収関係五百八人、電波監理業務関係五百九十九人、及び引揚げ援護業務関係三百三十二人等があり、増のおもなものとしては、電信電話施設の拡充によるもの一万四百三十一人、海上保安関係二千三百三十四人、食糧配給公団廃止に伴う食糧配給事務の増加によるもの千七百三十五人、失業保険業務関係千五百四十三人、国立結核療養所の職員千三百四十人、密貿易の取締り関係千一人、国立学校関係の職員七百五十三人並びに監獄及び少年院の職員七百三人等であります。

第二に、電気通信省の本省の定員につきましては、昨年の改正により、電気通信業務の状況によつて、特に必要がある場合には、政令をもつて、これを増加することができるとしてあります。したが、今後はこの便宜の措置をやめて、他の一般行政機関の場合と同様に、行政機関職員定員法で規定することに改めました。また税関の特派官吏につきましても、二百人を限度として、必要に應じ政令をもつて増加することができるとなつておりました。が、今後はこの便宜の措置を廃止いたしまして、その増員は一般の場合と同様に取扱ふことに改めました。

第三に、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましては、その数を現行の二千四百七十六人から三千五十五人に増加いたしました。これは主として航空庁の航空保安施設の維持運営に従事する職員の定員を、ここに振りかえたことによるものであります。

第四に、定員減少に伴う措置といった

しましては、まず一律に三箇月の猶予期間を設け、六月三十日まで、新定員を越える員数の職員を、定員の外に置くことができることとしたし、また、さらに統制経済の解除の関係等で、比較的多量に減員が行われる農林省、通商産業省、運輸省及び経済安定本部につきましては、九月三十日まで、の間は、新定員を越える員数の職員の定員を、新定員に附加して認めることとし、事実上その整理を九月末日まで延期する措置をとることにいたしました。

以上が本改正法案の主要な内容であります。が、これらはいずれも、昭和二十六年年度予算の実行を確保するとともに、行政機関の規模の適正を期するたため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひいたします。

○坂田(英)委員長代理 御質疑ありませんか。青木君。

○青木(正)委員 一点お尋ねいたしました。それは申し上げるまでもなく、定員法は、行政の規模の観点から設けられておるのであります。定員法設置の趣旨から見ますと、今回の増員の問題が、主として予算の方でまずきまつてしまつて、それから定員法を改正する、こういうふうな形に出て来ておるようには思われるのであります。大蔵省で予算の面から増員をきめるときに、管理庁側と十分お打合せいたしましたかどうか。そうして管理庁側として、行政機構の観点から、予算査定にあつたて、適當な定員であるかどうかという点を御検討なすつて、予算編成のときに相當の考慮を加へたものかどうか、その点をお尋ねいたします。

○城政府委員 詳細につきましては、政府委員の方から詳しく御説明申し上げます。

○大野本政府委員 定員法によります定員の査定は、従来は大蔵省で予算定員を査定いたしまして、それからその種々の事情の変更に伴ひまして、たとえば昨年で申し上げますと、経済統制の大幅の解除であるとか、あるいは事情の地方委譲であるとか、あるいは事情の変更に伴ひまして、さらに定員に変更を加へておつたのでございませう。実は本年におきましても、もし機構の改正等が行われました場合には、やはりそれに伴つて、当然定員法による査定も行ななければならぬと考えておつたのでございませうが、御承知のような状況で、今たち機械の改正というふうなことも行われぬ情勢に相なつております。今年のところは、予算査定後さしたる事情の変更がございませぬので、予算の査定の数字を大体において、その後の事情によりまして、若干の違いはございませうけれども、大体におきまして、予算の定員で組んだ次第でございませう。それで予算の査定の際におきましては、個々にそれらの予算は、大蔵省の方と一応の連絡はいたしております。

○河田委員 今説明がありました。が、私は行政管理局の今度の増減につきまして、もちろん統制事務などの減つたことによつて人の減る分については別にさしつかえないと思ひますが、今日特に昨年の朝鮮事変以来、いろ／＼と労働部門の現業においては、非常な労働過重が行われておる、たとえば日曜

のかがどうか、その点をお尋ねいたします。

○大野本政府委員 定員法によります定員の査定は、従来は大蔵省で予算定員を査定いたしまして、それからその種々の事情の変更に伴ひまして、たとえば昨年で申し上げますと、経済統制の大幅の解除であるとか、あるいは事情の地方委譲であるとか、あるいは事情の変更に伴ひまして、さらに定員に変更を加へておつたのでございませう。実は本年におきましても、もし機構の改正等が行われました場合には、やはりそれに伴つて、当然定員法による査定も行ななければならぬと考えておつたのでございませうが、御承知のような状況で、今たち機械の改正というふうなことも行われぬ情勢に相なつております。今年のところは、予算査定後さしたる事情の変更がございませぬので、予算の査定の数字を大体において、その後の事情によりまして、若干の違いはございませうけれども、大体におきまして、予算の定員で組んだ次第でございませう。それで予算の査定の際におきましては、個々にそれらの予算は、大蔵省の方と一応の連絡はいたしております。

○河田委員 今説明がありました。が、私は行政管理局の今度の増減につきまして、もちろん統制事務などの減つたことによつて人の減る分については別にさしつかえないと思ひますが、今日特に昨年の朝鮮事変以来、いろ／＼と労働部門の現業においては、非常な労働過重が行われておる、たとえば日曜

のかがどうか、その点をお尋ねいたします。

がなくなつたこと、あるいは残業が非常に附加されておること、ときには徹夜だとか、非常に労働が強化されておる。一方においてはこういう特需の注文がある、こういうことを考慮されて今日定員法を出しになつたかどうか。どういふ見通しのもとに、たとえば現業関係において、そういうような労働強化によつて非常に人員の権衡が失われたりすることが多いのであります。が、こういうことも実態をつかまれてこれを出しになつておるのか。それからそういう仕事に非常に多いところにおいて、何らの増減がないということがあるのですが、こういうものについての実態を、行政管理局の方ではおつかみになつておるか、こういうことに対する対策をどう考えておるか、これをお伺ひしたい。

○大野本政府委員 ただいまお話のありましたやうな面につきましては、考慮いたしておるつもりでございまして、ただいま提案理由でもつて御説明申し上げます。か、あるいは食糧配給、医療関係でありますとか、いわゆる現業の面におきましては、最小限度の増員をいたしておるのでございませう。なお国民負担の増加を避けるという趣旨から、できるだけ現状でがまんをしていただくといい見地から、増員は極力避けたいという気持ちで査定をいたしましたやうな次第でございませう。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はありませんか。

○坂田(英)委員長代理 御質疑がなければ、次に経済調査庁法の一部を改正する法律案及び経済安定本部設置法の

一部を改正する法律の一部を改正する法律案を一括議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。小憲政府委員。

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二但書中「一年間を限り」を「当分の間」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十六年四月一日」を「昭和二十七年四月一日以前」に、「その組織替については、同日以前において」を「その組織替及び組織替の時期については」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○小憲政府委員 ただいま議題となりました経済安定本部設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の理由を説明いたします。

す。

経済安定本部の外局である物価庁は昭和二十六年四月一日において、内部部局に組織がえされることと定められているのでありますが、最近における内外の経済諸情勢の推移にかんがみ、物価行政が重要である点を考慮いたしまして、物価庁を経済安定本部の内部部局に組織がえする時期を延期することとし、昭和二十七年四月一日以前においてその組織がえ及び組織がえの時期を立法措置をもつて定めることとしたのであります。

次に、経済調査庁法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

政府は昨年五月経済調査庁法の改正によりまして、経済調査庁をして一年間を限り、特別調査の業務の調査及び経理の監督を行わせることにいたしましたので、経済調査庁におきましては、可及的に期限内に所期の調査を完了するよう鋭意努力いたしますとともに、調査の結果につきましては、随時報告その他所要の措置によりまして、調査業務の運営の改善並びに国費の節減に寄与して参つたのであります。しかしながら何分にも調査業務はきわめて広汎にわたつておりますので、遺憾ながら現在までにまだ調査に着手するに至り得なかつた部門も相当残されておりますし、すでに調査いたしました部門につきましても、期間の關係上、抽出調査を余儀なくされたものもあるような実情でありまして、さらに調査を進行する必要があると参つておるものであります。これらの事情から、なお当分の間引続き経済調査庁をして、特別調査の業務の調査及び経理の監督

を行わせる必要がありますので、本改正を行わんとするものであります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同賜わりますようお願い申し上げます。次第であります。

○坂田（英）委員長代理 御質疑はありませんか。

○坂田（英）委員長代理 御質疑がなければ、次に法務府設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を求めます。高木政府委員。

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四名古屋拘留所の項の次に次の一項を加える。

広島拘留所 広島市

同表府中刑務所の項の次に次の一項を加える。

八王子医療刑務所 八王子市

同表横浜刑務所の項の次に次の一項を加える。

横須賀刑務所 横須賀市

同表神戸刑務所の項中「兵庫果明石郡大久保町」を「明石市」に、同表加古川刑務所の項中「兵庫果加古郡加古川町」を「加古川市」に改め、同表中「北方刑務所」を「北方医療刑務所」に改め、八王子少年刑務所の項を削る。

別表五中「東京少年院」を「東京医療少年院」に、新潟少年学院の項中「新潟果古志郡栖吉村」を「長岡市」に、「京都少年療養院」を「京都医療少年院」に改め、神戸再度山学院の項の次に次の一項を加える。

鈴蘭台学院 神戸市

同表豊岡農工学院の項の次に次の六項を加える。

明德少女苑 愛知県愛知郡天白村

豊浦医療少年院 愛知県豊田郡豊田町

三重少年学院 津市

各務農芸学院 岐阜県稲葉郡各務村

湖南学院 金沢市

富山少年学院 富山県上新川郡福沢村

同表広島少年院の項の次に次の一項を加える。

貴船原少女苑 広島県佐伯郡貴船村

同表福岡少年院の項の次に次の一項を加える。

筑紫少女苑 福岡市

同表中「佐世保臨海寮」を「佐世保少年院」に改め、東北少年院の項中「福島市」を「仙台市」に改め、同項の次に次の一項を加える。

置賜学院 山形県東置賜郡上郷村

同表北海少年院の項の次に次の一項を加える。

丸龜少女の家 丸龜市

同表東京少年保護鑑別所の項中「東京都杉並区」を「東京都練馬区」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○高木政府委員 ただいま上程になりました法務府設置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を簡単に説明いたします。

まず、少年院の分院の本院への昇格から申しますと、御承知のように、昭和二十四年一月から新少年法が実施され、それ以来少年院の施設につきましては、絶大な御支援のもとに相当程度の充実を見たのであります。このたびの少年法の適用年齢の制限解除に伴い、さらに一層その充実を加えて参りましたので、分院の現状から見まして、一、本院から遠距離にあるもの、二、本院とその性質を異にしているもの、三、分院が多数あるため本院の負担が過重になつてゐるもの等、特に指揮監督及び運営上少なからず困難を伴つております分院を選び、これを本院に昇格させてその悪条件を取除き、あわせて必要な施設を拡充して、少年の矯正保護の実をあげる必要があるものであります。この観点からしまして、十一箇所の分院を本院に昇格させるため、新たに別表五に加えないと考へるのであります。

分監の監獄への昇格につきましては、横須賀刑務支所は、昨年十一月の連合国人に対する刑事事件等特別措置令の施行に伴い、従来連合国の管理下にあつた連合国人受刑者を引受ける必要を生じたので、これをここに集禁することとし、新たに入所する外国人とともに、もつぱら外国人刑務所として運営することによつて過誤のない

ことを期しますため、また廣島拘留支所は、在來の廣島刑務所拘留監の被告人が相当多数で、拘留所としての獨立準備中のところ、その工事が昨年完成を見ましたので、刑事訴訟の全き運用と被告人・被疑者の權利擁護をはかりますため、それ／＼本所に昇格させたいと考えるのであります。

医療矯正保護施設の名稱の統一につきましては、その社会復帰のために治療を第一義とすべき受刑者が多数あることにかんがみまして、専門的な医療施設として、八王子少年刑務所と北方刑務所の二箇所をこれに充て、その実体を表示するため、名稱を医療刑務所として、その性格を明らかにしようとしたのであります。また從來からの四つの医療少年院中、關東医療少年院を除き、その区々な名稱を改めて、医療少年院というようにしたいと考えるのであります。その他、施設の位置の変更に伴う所要の改正を若干いたしておるのであります。

以上が提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○坂田(英)委員長代理 御質疑はございませんか。

別に御質疑がなければ、この際お諮りいたします。ただいまの経済調査庁法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会より連合審査会開会の申出がありますので、建設委員会と連合審査会を開きたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田(英)委員長代理 それではさう決定いたします。なお開会期日は建設委員長と協議の上、公報をもつてお

知らせいたします。

御質疑がなければ本日はこの程度にいたし、次会は明後九日午前十時半より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

昭和二十六年三月十四日印刷

昭和二十六年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所